

地方独立行政法人北九州市立病院機構定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 役員及び職員（第7条—第16条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第17条—第19条）
- 第4章 資本金等（第20条・第21条）
- 第5章 雑則（第22条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域の医療機関との役割分担と連携の下、北九州市の医療施策として求められる医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に従事する者の育成等の業務を行うことにより、医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、北九州市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を北九州市に置く。

（特定地方独立行政法人又は一般地方独立行政法人の別）

第5条 法人は、一般地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、北九州市公報に登載して行う。

第2章 役員及び職員

（役員の定数）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、法第13条第4項に規定する規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 6 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 7 監事は、法人が法第13条第6項各号に掲げる書類を北九州市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
- 8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第9条 理事長は、市長が任命する。

（理事長以外の役員の任命）

第10条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 監事は、市長が任命する。

（役員の任期）

第11条 理事長及び副理事長の任期は、4年とする。

- 2 理事の任期は、2年とする。
- 3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。

（職員の任命等）

第12条 法人の職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、理事長が定める規程による。

（理事会の設置及び構成）

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（理事会の招集）

第14条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事会の構成員の3分の1以上の者又は監事が会議の目的たる事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 3 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 法第27条第1項に規定する年度計画に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) その他理事会が定める重要事項

第3章 業務の範囲及びその執行

(施設の設置及び管理)

第17条 法人が設置し、及び管理する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

| 名称 | 所在地 |
|-------------|-------------------|
| 北九州市立医療センター | 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号 |
| 北九州市立八幡病院 | 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号 |

2 法人が設置し、及び運営する看護師養成所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

| 名称 | 所在地 |
|-------------|-------------------|
| 北九州市立看護専門学校 | 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号 |

(業務の範囲)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者の育成を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
- (5) 看護師養成所の運営を行うこと。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金等)

第20条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により北九州市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、北九州市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として北九州市が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定による納付をした場合は、法人は、同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物は、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第21条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を北九州市に帰属させる。

第5章 雑則

(規程への委任)

第22条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

付 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第20条関係）

1 土地

| 所在地番 | 地積 (㎡) |
|--------------------|---------------------------------|
| 北九州市小倉北区馬借二丁目112番3 | 16,619.84 |
| 北九州市八幡東区尾倉二丁目1番2 | 20,727.05 |
| 北九州市八幡東区尾倉二丁目1番10 | 1,811.52の うち持分10 0分の41.53 |
| 北九州市八幡東区西本町四丁目51番1 | 3,561.30 |

2 建物

| 名称 | 所在 | 延床面積 (㎡) | |
|---------------------|------------------|---------------------|---------------------------------|
| 北九州市 立医療セ ンター | 本館 | 北九州市小倉北区馬借二丁目112番地3 | 25,262.22 |
| | 食堂棟 | 北九州市小倉北区馬借二丁目112番地3 | 383.84 |
| | 管理棟・感染症 病棟 | 北九州市小倉北区馬借二丁目112番地3 | 4,565.25 |
| | 別館 | 北九州市小倉北区馬借二丁目112番地3 | 5,691.25 |
| | 立体駐車場 | 北九州市小倉北区馬借二丁目112番地3 | 6,776.18 |
| 北九州市 立八幡病 院 | 本館 | 北九州市八幡東区尾倉二丁目1番地2 | 26,273.64 |
| | エネルギーセン ター棟 | 北九州市八幡東区尾倉二丁目1番地2 | 644.63 |
| | 倉庫 | 北九州市八幡東区尾倉二丁目1番地2 | 58.98 |
| | 管理棟 | 北九州市八幡東区尾倉二丁目1番地10 | 2,589.24の うち持分10 0分の41.53 |
| | 旧八幡病院北棟 | 北九州市八幡東区西本町四丁目51番地1 | 1,113.05 |
| | 旧救急ワークス テーション | 北九州市八幡東区西本町四丁目51番地1 | 197.35 |
| | 立体駐車場 | 北九州市八幡東区西本町四丁目51番地1 | 5,453.25 |
| 北九州市 立看護専 門学校 | 看護専門学校棟 | 北九州市小倉北区馬借二丁目112番地3 | 2,469.38 |
| | 看護師宿舍棟 | 北九州市小倉北区馬借二丁目112番地3 | 1,709.32 |